

令和5年度弘前市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託公募型プロポーザル
質問書に対する回答

項番	該当資料	質問内容	回答
1	実施要領 3ページ	6. 企画提案書の作成及び提出 (1)提出書類 企画提案書とは別に、よりイメージを持ちやすいよう受診勧奨通知物のサンプル提出は可能か。	受診勧奨通知物のサンプル提出は可能です。
2	実施要領 4ページ	7. 審査方法及び評価基準 (3)審査方法及び評価基準 ア 審査方法 プレゼンテーション実施時、プロジェクター及び投影用スクリーンは弘前市が準備する想定でよいか（事業者側はPCのみ持参をする想定で間違いないか）。	弘前市で、プロジェクター・投影用スクリーン・HDMIケーブル、PC用電源コンセント（1台分）を準備します。プレゼンテーション実施にあたり、その他の物品が必要となる場合は、事業者側で準備をお願いします。
3	実施要領 4ページ	7. 審査方法及び評価基準 (3)審査方法及び評価基準 ア 審査方法 企画提案書内に会社名が特定できるサービス名称等は不記載という認識でよいか。また、実績に関しては許諾を得ている自治体については記載可能との認識でよいか。	企画提案書の内容全般に関して、会社名が特定できるような記載は控えるようにお願いします。 また、他自治体の実績については記載可能ですが、国保特定健診の受診勧奨業務を行い、受診率を向上させた実績に関しては、厚労省が公開済みの「法定報告値」を基準に記載をお願いします。
4	実施要領 別添1 仕様書 1ページ	3. 業務期間 業務期間内におけるスケジュール感として、以下の目安を示してほしい。 (1)各データ提供時期 (2)通知の発送時期 (3)特定健診実施スケジュール (4)勧奨の効果測定提出の時期	スケジュールの目安は以下のとおりですが、具体的な日程は受注者が決まり次第、協議して決定します。 (1)データ提供は令和5年10月以降 (2)通知の発送は令和5年11月以降 (3)特定健診の受診券の利用は令和6年3月15日まで (4)効果測定の提出は令和6年3月31日まで
5	実施要領 別添1 仕様書 1ページ	4. 業務内容 (2)KDBデータ等の分析及び対象者抽出 ③「発注者へ提示する際は、市内の比較ができるように、行政地区や学区等の単位でKDBデータを地図やグラフで可視化し、セグメント化の抽出条件等に対する発注者の要望を受けた場合には、柔軟に対応できるようにすること」と記載があるが、「発注者の要望」とはどのような内容を想定しているか。	セグメント化の抽出条件に偏りがみられるなど、発注者において修正が必要な場合を想定して記載しています。

項番	該当資料	質問内容	回答
6	実施要領 別添1 仕様書 2ページ	4. 業務内容 (3)通知勧誘業務 ①対象者 対象者の約25,000人のうち、令和4年度の下記対象者数を教えてほしい。(令和4年度が確定していない場合、令和3年度の数値) ① 新規国保加入者 ② 40～50歳代の国保加入者 ③ 過去3年度連続して未受診の国保加入者	令和4年度の数値は以下のとおりです。 ①新規国保加入者 約2,200人 (R4.4～R5.3加入者) ②40～50歳代の国保加入者 約8,800人 ③過去3年度連続して未受診の国保加入者 令和4年度に受診券を送付した約33,300人のうち、3か年未受診者は約19,400人
7	実施要領 別添1 仕様書 2ページ	4. 業務内容 (3)通知勧誘業務 ①対象者 ①対象者の約25,000人のうち、令和4年度の各年代の対象者数と受診率を教えてほしい。(令和4年度が未確定の場合は、令和3年度の数値) 【例】 30代 対象者数●●人 受診率●●% 40代 対象者数●●人 受診率●●% 等	対象者の約25,000人は令和4年度の未受診者を想定していますが、令和4年度分は法定報告前(未確定)のため、令和3年度の対象者数と受診率をお知らせします。なお、国保特定健診は40～74歳が対象です。 40代 対象者3,594人 受診率18.6% 50代 対象者4,823人 受診率22.9% 60代 対象者11,003人 受診率32.5% 70代 対象者9,941人 受診率35.4%
8	実施要領 別添1 仕様書 2ページ	4. 業務内容 (3)通知勧奨業務 ②実施時期 通知勧奨の実施時期は、「提案に対し、発注者の承認により決定する。」とあるが、通知発送の期限目安はあるか。また、昨年度同様の事業を行っている場合の通知時期を教えてほしい。	具体的な日程は受注者が決まり次第、協議して決定しますが、受診率の向上が目的であるため、目的達成のために適切な通知時期の設定をお願いします。なお、昨年度は11月から検討を開始し、令和5年1月上旬に通知を発送していますが、受診勧奨を効果的なものとするため、今年度は可能な範囲で早期の発送を目指します。
9	実施要領 別添1 仕様書 2・3ページ	4. 業務内容 【令和5年度の実施内容】及び【令和6年度の実施内容】の(3)通知勧奨業務について 弘前市では集団健診は予定されておらず、個別に所定の医療機関にて受診するものと理解しており、その想定で通知の内容、時期を検討する考えだが、認識に誤りはないか。もし、集団健診の予定があれば示してほしい。	弘前市国民健康保険特定健康診査は個別医療機関での受診が全体の約7割となっており、残りの3割は以下のいずれかで受診しています。 ①国保人間ドック(特定健診+胃がん・肺がん・大腸がん・肺機能等) ②ヒロロ複合健診(特定健診+胃がん・肺がん・大腸がん) ③検診バスによる地区での複合健診(特定健診+胃がん・肺がん・大腸がん) ④岩木地区健康増進プロジェクト健診での同時受診 ①～③の詳細は別紙(令和5年度健康と福祉ごよみからの抜粋)をご参照ください。

項番	該当資料	質問内容	回答
10	実施要領 別添 1 仕様書 2・3ページ	4. 業務内容 【令和5年度の実施内容】及び【令和6年度の実施内容】の(3)通知勧奨業務について 受診勧奨通知物は、対象者それぞれに対し、各年度1回ずつ送付する、という想定でよいか。通知回数の想定があれば示してほしい。	受診勧奨通知物は、各対象者に対して1回以上送付するという想定です。 なお、通知回数は受注者からの提案と発注者との協議により決定します。
11	実施要領 別添 1 仕様書 2ページ	4. 業務内容 (5)勧奨結果の報告書 「報告書には、勧奨方法ごとの受診勧奨対象者リスト（CSVファイル形式）を含める」と記載があるが、Excel形式での対応にできないか。	Excel形式でも構いません。
12	実施要領 別添 1 仕様書 4ページ	5. 提供データ (1)対象者抽出用 「次のKDB突合データ（KDBの標準システムから出力されるものではなく、国保中央会から国保連合会を経由し、自治体へ提供されるCSVファイル）等を受注者のみに提供する。」とあるが、提供方法は電子媒体（CD-Rなど）になるのか。もしくはメールへの添付になるのか。	メールへの添付ではなく、電子媒体（DVD-R）での提供になります。 なお、DVD-R等の費用負担は受注者の負担となります（仕様書8(1)をご参照ください）。
13	実施要領 別添 1 仕様書 4ページ	5. 提供データ 使用データとして、以下のデータの受領は可能か。 ●レセプトデータ ・21_RECDEINFO_MED.CSV ・22_RECDEINFO_DPC.CSV ・24_RECDEINFO_PHA.CSV ●健康診査データ ・FKAC131 ・FKAC163 ・FKAC164 ●被保険者データ ・KD_IF015	一部提供に時間を要するものもありますが、お示ししていただいたデータの提供は可能です。
14	実施要領 別添 1 仕様書 4ページ	5. 提供データ 提供データに関し、弘前市の「実施個別医療機関情報」をご提供頂く事は可能でしょうか。	「実施個別医療機関情報」の提供は可能です。
15	実施要領 別添 1 仕様書 4ページ	5. 提供データ 通知対象者の宛名用データとして、「受診券発行対象者データ」をご提供いただくことは可能でしょうか。	「受診券発行対象者データ」の提供は可能です。

項番	該当資料	質問内容	回答
16	実施要領 別添 1 仕様書 4 ページ	5. 提供データ 提供されるデータの期間は、令和2年度～令和4年度の3年度分データとの理解でよいか（評価基準書に③過去3年度連続して未受診の国保加入者の記載があるため）。	令和2年度～令和4年度までの3年度分のデータを提供する想定です。
17	実施要領 別添 1 仕様書 4 ページ	5. 提供データ 弊社では、お客様等の外部とのデータの授受や共有に、TLSを使ったHTTPSの暗号化通信などセキュリティに考慮したオンラインストレージサービスを提供しているが、今回ご提供いただくデータをこのようなサービスを使い、オンラインで提供いただくことは可能か。	当市の情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報が入ったデータはオンラインストレージサービスを使用しないこととしているため、DVD-R等での提供を想定しています。 なお、DVD-R等の費用負担は受注者の負担となります（仕様書8(1)をご参照ください）。
18	実施要領 別添 1 仕様書 5 ページ	8. その他 本委託業務に関する弘前市との会議や協議は、原則オンライン実施でも可能か。	弊害がなければオンラインでの会議・協議でも可能です。
19	実施要領 別添 3 評価基準書	評価項目 1 受診率向上実績 評価基準について、過去5か年度（平成30年度から令和4年度）に国保特定健診の受診勧奨業務を行い、受診率を向上させた実績があるか。に関して厳密かつ公正にご判断いただくため、提案書内に記載する受診率向上（上昇率）値は厚労省が公開済みの平成30年度から令和3年度までの「法定報告値」を基準に記載をする理解でよいか。（事業者によって受診率の算出方法が異なる可能性があるため、国が定める同一の定義でご判断をいただく理解で間違いないか。）	平成30年度から令和3年度までの受診率向上（上昇率）値は、厚労省が公開済みの「法定報告値」を基準に記載をお願いします。 また、令和4年度の受診率向上（上昇率）値は、見込みで記載をお願いします。（事業者によって受診率の算出方法が異なっても構いません。）
20	-	本業務における、現状の課題があれば示してほしい。	当市の受診率は30～35%代で推移し、県平均よりも低くなっているため、国保被保険者の生活習慣病の予防や早期発見、早期治療を目的に効果的な受診勧奨を行う必要があります。